

役員報酬規程等提出書

令和5年 2月1日 相模原市長 あて	主たる事務所の所在地	〒 神奈川県 電話番号 ファクシ番号	
	(フリガナ)	カンキョウボウサイギジュツケンキュウジョ	
	法人の名称	NPO 法人環境防災技術研究所	
	(フリガナ)	サイトウ ヨシハル	
	代表者の氏名	齊藤 好晴 ㊟	
	認定（特例認定）の有効期間	事業年度	
	自 令和元年 8月30日 至 令和6年 8月29日	自 令和4年 1月 1日 至 令和4年12月31日	
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を提出します。			
1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）			
(1) 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項			
(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項			
(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引			
(4) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			
(5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			
(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日			
(7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日			
3 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類			